

2 ご存じですか？裁判のあれこれ

☑ 被害者参加制度

平成20年12月1日から、犯罪被害者の方の保護・支援のための新たな制度として、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度が始まりました。

ここでは、これらの新しい制度のうち、被害者参加制度について紹介します。

被害者参加制度とは、どのようなものか。

- ・殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者の方などが、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加するという制度です。

被害者参加人は、どのようなことができるのか。

- ・原則として公判期日に出席することができます。
- ・情状に関する事項について、直接証人に尋問することができます。
- ・意見陳述を行うために必要な場合に、被告人に対して直接質問することができます。
- ・事実又は法律の適用について、意見を述べるすることができます。
- ・検察官の権限行使に関して、検察官に意見を述べ、説明を受けることができます。

